平成30年 第4回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年4月11日(水曜日)

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第4回会議議事録

1 開催日時 平成30年4月11日 午後1時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室

3 出席委員 16名

 1番委員 櫛 渕 武 重
 2番委員 櫻 井 孝 司
 3番委員 髙 橋 俊 信

 4番委員 髙 橋 良 ー
 5番委員 廣 田 尚 夫
 6番委員 石 坂 達 夫

 7番委員 今 井 育 男
 8番委員 吉 野 拓 夫
 9番委員 星 野 榮 ー

 12番委員 河 合 博 満
 14番委員 原 澤 幸 雄
 15番委員 原 澤 章

 16番委員 原 澤 孝 ー
 17番委員 内 海 美津江
 18番委員 髙 宮 玉 江

19番委員 髙橋 久美子

4 欠席委員 3名

10番委員 髙 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎 13番委員 小 池 正 明

5 議事録署名委員

1番委員 櫛 渕 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 原澤 真治郎 書記 小林紀之 書記 泉 雪江

7 会議に附した事件

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 農用地利用集積計画に関する意見決定について

議案第14号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項 • 報告事項

(1)農地法第18条第6項の規定による通知書について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫開会を宣す。

顛 末

議長

会長議長となり、議事録署名委員に1番委員櫛渕武重・2番委員櫻井孝司を 指名し議事に入る。

引き続き、議事に入ります。

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明 をお願いいたします。

事務局

それでは、1ページをお開きください。

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いします。

議長

1番、〇の畑、〇〇さんが売買ですけれども、担当委員さん、報告お願いい たします。

7番委員

7番、今井育男です。お世話になります。

5条の件につきまして、ご報告をいたします。

自分も通りここへ来たんですが、会ったの初めてですけれども、先ほどちょっと、今の写真が出ていたですよね、道が見えるもの。あの写真に写っているんですけれども、今建築中であるんですね。もう少しででき上がろうとしているんですけれども、場所的には見ていただいた〇〇、あの辺になるんですけれども、のから200メートルぐらいな位置なんですけれども、前に違う土地を見てもらったりしているんですけれども、その中で、〇〇さんがそこの山が好きだということで、家を建てたんですけれども、皆さんもそこのところ見てわかるように、勾配がすごくあるんですね。実際にはあるんですけれども、これに、先ほど説明があったんですけれども、平場がとれないんですね。畦畔が多くなってね。それで、そこに家を建てたんだけれども、庭も何も確保できないということで、それで、そこの土地を庭にしたいというあれて、〇〇さんのところへ分けてもらえないかというんで話があった、そういう経緯なんだそうです。

きょうも見てきたんですけれども、ちょっとそこへ泥が盛ってあるんですけれども、本当に、畑とはいえもう原野と同じような状態になっていますので、 自分が見てきたあれなんですけれども、目的の実現の確実性はあります。

申請面積と妥当性については、妥当だと思われます。周辺農地の営農条件への支障の有無なんですけれども、周り中みんな農地として、農地になっているんですけれども、農地として利用されているところはありません。そういった分適当だと思います。転用することによって生ずる付近の農地、農作物の被害、それも適当だと思います。その他についても何もございません。

そういったところで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま今井委員より報告いただきました。

この案件につき、質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決します。

続きまして、議案第13号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

事務局よりお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第13号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件7件です。

次のページをお開きください。農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年4,709㎡、使用貸借の通年2,886㎡、畑は、賃貸借の通年2,970㎡、合計1万565平方メートルです。貸し手は6戸、借り手は6戸でございます。設定期間は、田5年、10年、畑5年です。

5ページから総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま説明いただきましたが、この件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがですか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、承認と決します。

続きまして、議案第14号農用地利用配分計画案に関する意見について。 事務局よりお願いいたします。

事務局

6ページをお開きください。

議案第14号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので、意見を求める。

別紙記入事件1件です。

次のページをお開きください。

◇ (議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまご説明いただきました。

2番関係者ですので。

(2番退室)

それでは、担当委員さん、櫛渕さん。

1番委員

1番、櫛渕です。

先ほどの利用集積で、○○君のところ承認していただいたと思うんですが、今回、これを中間管理機構に預けたという契約の仕方を変えたんだと思います。本来は継続で、○○さんが、もう事前からつくられてきた田なので、非常に農業委員として優秀な方だなと、今回中間管理機構を利用したのは、非常に、これは特筆すべきかなと、本人を褒めてやりたいと思ってます。

1区画には、これです、非常に荒れているんですよね。これに当たっては、

もう従前に形質変更届が出されておって、ここ、幾つか形質を変えて、その後に、〇〇君、つくる意思があるのかなと言ったら、形質が終了すれば、これは、私はつくりますということを4月7日に確認しておりますので、それが終了次第彼がつくるということを言っておりますんで、その辺を加味して皆さんに審議していただければと思っております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

ただいま櫛渕委員より報告いただきました。

この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。 いかがでしょうか。

4番委員 4番、髙橋良一です。

さっき櫛渕さんが説明してくれた荒れているというところというのは、農地中間管理機構で整備してくれるということですか。

1番委員 いや、そうじゃなくて、形質変更で違う方の業者の方に客土をしてもらうか などで頼んであるそうです。

4番委員 そうですか。

1番委員 それでです。いや、中間管理機構でやってくれないと思います。

議長はかにございますか。なければ、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、承認と決します。

(2番入室)

続きまして、5番の協議事項・報告事項の(1)農地法第18条第6項の規定による通知書について。

事務局よりお願いいたします。

事務局 8ページをごらんください。

協議事項・報告事項1、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

◇(議案書·番号1、朗読説明)

以上であります。

議長 それでは、6番その他、ありますか。

(「なし」の声)

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時00分〕